

美里町新中学校整備等事業
特定事業選定

令和3年6月11日

美里町

1 特定事業の名称

美里町新中学校整備等事業（以下「本事業」という。）

2 評価の結果

(1) 評価方法

ア 本事業をPFI事業として実施することにより、新中学校の整備・管理の水準の向上が期待できること及び事業期間を通じた町の財政負担の縮減が期待できることを選定の基準とする。具体的には、次の点について評価を行った。

- (ア) 町の財政負担見込額による定量的評価
- (イ) PFI事業として実施することの定性的評価
- (ウ) 選定事業者に移転されるリスクの評価
- (エ) 上記による総合的評価

イ 町の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収についての適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 町の財政負担見込額による定量的評価

ア 町の財政負担額算定の前提条件

本事業を町が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、町が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

項 目	町が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	設計費、建設工事費、解体・撤去費、維持管理費 等	設計費、建設工事費、解体・撤去費、維持管理費、アドバイザー費、モニタリング費及び公租公課 等
資金調達に関する事項	1 交付金 2 一般財源 3 地方債	1 交付金 2 一般財源 3 地方債 4 市場借入
設計費及び建設費に関する事項	町の基本計画を参考に設定する。	町が直接実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定する。
維持管理費に関する事項	類似他事例の実績値や、既存中学校の実績値等により設定する。	
共通の条件	1 事業期間 (1) 設計・建設・開業準備 令和4年4月から令和7年3月まで (2) 維持管理 令和7年4月から令和22年3月まで 2 割引率 年1.068パーセント	

イ 財政負担額の比較

アに掲げる前提条件に基づく財政負担額を比較すると、次のとおりとなる。ここでは、町が直接実施する場合の財政負担額を100とし、指標による比較を行う。

項 目	財政負担額の比較
町が直接実施する場合	100
PFI事業として実施する場合	91

(3) PFI事業として実施することの定性的評価

公共サービスの水準については、事業者が有するノウハウを活かし、中学校の整備管理の水準向上、良好な管理体制の構築等を安定的かつ継続的に図ることが期待できる。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

PFI事業として実施する場合は、町が直接実施する場合に町が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。このため、移転するリスクを定量化した上で財政負担の見込額に加算することが望ましいが、現実的にはデータの制約から十分な根拠に基づく定量化は困難であった。ただし、本事業をPFI事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が町よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制及び顕在時被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、PFI事業として実施することにより、町が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた町の財政負担額について、約8.56パーセントの縮減を期待できるとともに、公共サービスの水準の向上及び効果的かつ効率的なリスク負担が期待できる。したがって、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。